

患者様・ご家族様へ（重要） 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う 面会制限のお願い

現状を踏まえ、5月11日（月）以降についても
当面の間、不要不急の面会を全面的に制限します。

★状況によって変わる場合がありますので担当医師や
病棟スタッフへご相談下さい。

ご面会希望の皆様へ 面会制限について

2020年5月4日、新型コロナウイルスに対する特別措置法に基づく国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。特措法による緊急事態措置の実施は、都道府県知事の責任において行うこととされています。この延長に対しては、他県では直ちに措置の緩和等を行ったところもありますが、愛媛県では、周辺地域の対応により、本県への人の流れが変わる可能性があることを踏まえ、5月11日以降も感染拡大回避行動として、「うつらないよう自己防衛、うつさないよう周りに配慮、県外の外出自粛と3密回避」をさらに徹底しています。

これに伴い当院では、「ウイルスを持ち込まない、ウイルスを広げない、3密を回避する」の感染対策の継続として、

5月11日（月）以降も当面の間、不要不急の面会を全面的に制限
とさせていただきます。

なお、医師や病院職員から面会をお願いさせていただく場合（入院中に必要な物品の受け渡し、身体状態の悪化等で他院受診や転院が必要な場合、本人の安静や介助の為、治療上付き添いがどうしても必要な場合等）を除きます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する状況によって、制限については見直しを行って行きます。皆様のご理解、ご協力を何卒お願いいたします。